

## 静岡市住生活基本計画（案）に関する意見応募用紙

静岡市住生活基本計画（案）について、あなたのご意見をお聴かせください。

静岡市住生活基本計画（案）【概要版】の4ページ目を見ながら回答してください。

1 基本理念「豊かさを創り合う住生活の実現」を達成するために掲げる4つの基本目標の設定と取組について、それぞれどのように感じますか。6段階で評価してください。（○で囲む）

また、その理由やご意見がありましたらをお聴かせください。

1 基本目標1「安全かつ脱炭素社会に向けた良質な住宅ストックへの更新」について

- ①とても共感できる                      ②まあまあ共感できる                      ③どちらとも言えない  
④あまり共感できない                      ⑤共感できない                      ⑥わからない

評価の理由（ ）

2 基本目標2「多様な需要と供給がマッチする住宅循環システムの構築」について

- ①とても共感できる                      ②まあまあ共感できる                      ③どちらとも言えない  
④あまり共感できない                      ⑤共感できない                      ⑥わからない

評価の理由（ ）

3 基本目標3「静岡市らしい、地域特性を活かした、安全で魅力ある住まいづくり」について

- ①とても共感できる                      ②まあまあ共感できる                      ③どちらとも言えない  
④あまり共感できない                      ⑤共感できない                      ⑥わからない

評価の理由（ ）

4 基本目標4「誰もが安心して暮らせる住生活の実現」について

- ①とても共感できる                      ②まあまあ共感できる                      ③どちらとも言えない  
④あまり共感できない                      ⑤共感できない                      ⑥わからない

評価の理由（ ）

2 静岡市住生活基本計画（案）全体に対するご意見をお聴かせください。

【ご意見のタイトル】※計画（案）のどこに対する意見かなどをお書きください。

【ご意見の内容】

※1 複数のご意見がある場合は、1枚に1件ずつお書きください。

※2 いただいたご意見は、静岡市住生活基本計画改定の参考とさせていただきます。また、個人が特定できないよう編集した上で、意見の要旨を市ホームページ等で原則公開させていただきますので、ご了承ください。

※3 上記「ご意見の内容」欄に「別紙とおおり」と記入していただき、別紙にてご提出いただくことも可能です。

【裏面に続きます】

* 住所 (法人の場合は所在地)	
* 氏名 (法人の場合は名称及び代表者名)	
年齢	<input type="checkbox"/> 19歳以下 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70歳以上

- ※1 \*印のある欄は必ずご記入ください。(意見の提出に際して、「静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則」第5条第4項において、個人の場合は住所及び氏名、法人その他の団体の場合は、名称、所在地及び代表者の氏名を明らかにすることとされています。ご協力をお願いいたします。)
- ※2 個人情報については、厳正に管理を行い、「静岡市市民参画の推進に関する条例」に基づくパブリックコメントの目的以外では使用いたしません。

ご意見、ありがとうございました。

期限内に、下記のいずれかの方法でご提出ください。

1 郵送	〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市 住宅政策課 企画係あて
2 ファクシミリ	FAX 番号 054-221-1135
3 持参	静岡市役所 新館5階 住宅政策課窓口
4 電子申請	静岡市ホームページに申請フォームがあります。

《 問い合わせ先 》

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所 静岡庁舎5階 都市局建築部住宅政策課 企画係

[電話]054-221-1285 (直通) [ファクシミリ]054-221-1135

締切：令和5年1月23日(月)必着